



(号 外)
発 行 内 閣 府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔省 令〕

- 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(総務六七)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働八七)
- 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令(同八八)
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(同八九)

〔法 規 的 告 示〕

- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件
(厚生労働二〇〇)
 - 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(同二〇一)
 - 事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件(同二〇二)
 - 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件(同二〇三)
 - 労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(同二〇四)
- 〔その他告示〕
- 短時間・有期雇用労働者対策基本方針(厚生労働二〇五)
 - 種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件(農林水産六四七)
 - 花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(国土交通五九一)
 - アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件
(防衛一二六)

基本測量関係事項公告(国土交通省)

〔官庁報告〕

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

特殊法人等

- 破産、免責、再生関係
- 共済組合定款の一部変更・改正(参議院・警察・裁判所・農林水産省・林野庁、国立研究開発法人土木研究所役員の任命の公表、独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記載紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記・記載紛失、日本弁護士連合会懲戒処分関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該都道府県労働局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることにより行うものとする。

一 都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう）を使用するもの

（新設）

（新設）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第四条及び第六条の規定、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

二 第二条、第五条及び第七条の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

（通知の方法に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の規定、第五条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第六十一条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「石綿救済規則」という。）第二条の六において準用する場合を含む。）の規定及び第七条の規定による改正後の石綿救済規則第二十五条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

2 第六条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第九条第二項及び第三項（同令第十一条第二項（同令第六十五条の六第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にする同令第九條第一項（同令第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項（同令第六十五條の六第五項及び第六十六條の八第六項において準用する場合を含む。）、又は第十二條第一項の規定による通知（以下この項において単に「通知」という。）について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第一項第五号並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項、第百条第一項並びに第百十五号の二の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日 厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部改正

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。次の表のように改正する。

改正後	改正前
（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 アスバラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） 十 血清クレアチニン検査 十一・十二（略）	（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 ビルビクタルミックスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルトミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） 十（新設） 十一・十二（略）

（傍線部分は改正部分）

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 三 (略)

四 胸部エックス線検査

五 九 (略)

十 血清クレアチニン検査

十一 十二 (略)

2 第一項第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3 4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号」とあるのは「第三号」と、同条第三項中「二年間」とあるのは「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 (略)

2 3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十二号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八 十 (略)

2 (略)

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 三 (略)

四 胸部エックス線検査及び喀痰検査

五 九 (略)

(新設)

十 十一 (略)

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3 4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「二年間」とあるのは「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 (略)

2 3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは「及び第四号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八 十 (略)

2 (略)

様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入時)

様式第五号を次のように改める。

氏 名			生 年 月 日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mmHg)			
既 往 歴			貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)		
				赤 血 球 数 (万/mm ³)		
自 覚 症 状			肝 機 能 検 査	A S T (U/l)		
				A L T (U/l)		
				γ - G T (U/l)		
他 覚 症 状			血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)		
				HDLコレステロール (mg/dl)		
				トリグリセライド (mg/dl)		
身 長 (cm)			血 糖 検 査 (mg/dl)			
			血 清 ク レ ア チ ニ ン 検 査 (mg/dl)			
体 重 (kg)			eGFR (ml/min/1.73m ²)			
B M I			尿 検 査	糖	- + + + + +	
腹 囲 (cm)			心 電 図 検 査			
視 力	右	()	そ の 他 の 法 定 検 査			
	左	()	そ の 他 の 検 査			
聴 力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医 師 の 診 断			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医 師 の 意 見			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	意見を述べた医師の氏名			
胸部エックス線検査	直 接 年 間 接 撮 影 年 月 日		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断			
フ ィ ル ム 番 号	No.		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名			
備 考			歯 科 医 師 の 意 見			
			意見を述べた歯科医師の氏名			

備 考

- 1 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 4 eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 5 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 8 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 9 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

15 令和8年4月28日 火曜日

官 報

(号外第99号)

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

氏 名		生 年 月 日		性 別		年 月 日		雇 入 年 月 日		年 月 日	
健 診 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
年 齢		歳		歳		歳		歳		歳	
他の法定特殊健康診断の名称											
業 務 歴											
既 往 歴											
自 覚 症 状											
他 覚 症 状											
身 長 (cm)											
体 重 (kg)											
B M I											
腹 囲 (cm)											
視 力	右	()		()		()		()		()	
	左	()		()		()		()		()	
聴 力	右	1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
		4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	左	1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
		4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
検 査 方 法		1オーディオ 2その他		1オーディオ 2その他		1オーディオ 2その他		1オーディオ 2その他		1オーディオ 2その他	
胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査		直接 間接 撮影 年 月 日		直接 間接 撮影 年 月 日		直接 間接 撮影 年 月 日		直接 間接 撮影 年 月 日		直接 間接 撮影 年 月 日	
フ ィ ル ム 番 号		No.		No.		No.		No.		No.	
血 圧 (mmHg)											
貧 血 検 査	血 色 素 賦 (g / dl)										
	赤 血 球 数 (万 / mm ³)										
肝 機 能 検 査	A S T (U / l)										
	A L T (U / l)										
	γ - G T (U / l)										
血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール(mg / dl)										
	HDLコレステロール(mg / dl)										
	トリグリセライド(mg / dl)										
血 糖 検 査 (mg / dl)											
血 清 ク レ ア チ ニ ン 検 査	血 清 ク レ ア チ ニ ン (mg / dl)										
	eGFR (ml / min / 1.73m ²)										
尿 検 査	糖	- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +	
	蛋 白	- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +		- + + + + +	
心 電 図 検 査											

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線
7. 石棉 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係) (3)

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

様式第八号及び様式第九号中「COT」を「AST」で「GPT」を「ALT」で「r-GTP」を「r-GT」で表す。

氏 名			生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mmHg)			
既 往 歴			貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)		
				赤 血 球 数 (万/mm ³)		
自 覚 症 状			肝 機 能 検 査	A S T (U/l)		
				A L T (U/l)		
				γ - G T (U/l)		
他 覚 症 状			血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)		
				HDLコレステロール (mg/dl)		
				トリグリセライド (mg/dl)		
身 長 (cm)			血 糖 検 査 (mg/dl)			
体 重 (kg)			血 清 ク レ ア チ ニ ン 検 査	血 清 ク レ ア チ ニ ン (mg/dl)		
B M I				eGFR (ml/min/1.73m ²)		
腹 囲 (cm)			尿 検 査	糖		- + + + +
視 力	右	()		蛋 白		- + + + +
聴 力	左	()	心 電 図 検 査			
胸 部 エ ク ス 線 検 査	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師が必要であると認める項目			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
直 接 間 接 撮 影 年 月 日	No.		そ の 他 の 検 査			
			医 師 の 診 断			
			健康診断を実施した医師の氏名			
			医 師 の 意 見			
			意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名			
フ ィ ル ム 番 号			備 考			

備考

- 労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI=体重(kg)/身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}
女性の場合：eGFR=194×血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094}×年齢^{-0.287}×0.739
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

(労働基準法施行規則の一部改正)
第二条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第三十四条の二（略） ②（略） ⑬ 法第四十一条の二第二項第五号の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十二号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二（略） ⑭・⑮（略）	第三十四条の二（略） ②（略） ⑬ 法第四十一条の二第二項第五号の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二（略） ⑭・⑮（略）

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）
第三条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前																																				
別表（第二十九条関係） <table> <tr> <th>有機溶剤等</th><th>項目</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（二）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>一 オルトジクロロベンゼン</td><td>アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）</td></tr> <tr> <td>二 クレゾール</td><td></td></tr> <tr> <td>三 クロロベンゼン</td><td></td></tr> <tr> <td>四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）</td><td></td></tr> <tr> <td>五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	有機溶剤等	項目	（略）	（略）	（二）	（略）	一 オルトジクロロベンゼン	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）	二 クレゾール		三 クロロベンゼン		四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）		五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物		（略）	（略）	別表（第二十九条関係） <table> <tr> <th>有機溶剤等</th><th>項目</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（二）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>一 オルトジクロロベンゼン</td><td>血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）</td></tr> <tr> <td>二 クレゾール</td><td></td></tr> <tr> <td>三 クロロベンゼン</td><td></td></tr> <tr> <td>四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）</td><td></td></tr> <tr> <td>五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物</td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	有機溶剤等	項目	（略）	（略）	（二）	（略）	一 オルトジクロロベンゼン	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）	二 クレゾール		三 クロロベンゼン		四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）		五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物		（略）	（略）
有機溶剤等	項目																																				
（略）	（略）																																				
（二）	（略）																																				
一 オルトジクロロベンゼン	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）																																				
二 クレゾール																																					
三 クロロベンゼン																																					
四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）																																					
五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物																																					
（略）	（略）																																				
有機溶剤等	項目																																				
（略）	（略）																																				
（二）	（略）																																				
一 オルトジクロロベンゼン	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（以下「肝機能検査」という。）																																				
二 クレゾール																																					
三 クロロベンゼン																																					
四 一・ニジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）																																					
五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物																																					
（略）	（略）																																				

様式第三号中「GOT」を「AST」及び「GPT」を「ALT」及び「γ-GT」を「γ-GT」及び「IU/L」を「U/L」に改める。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）
第四条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四中「血清グルタミクオキサロアセチククトランスアミナーゼ（GOT）」を「アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）」に、「血清ガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）」を「ガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（傍線部分は改正部分）

(じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
第二条 じん肺法施行規則等の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第四十五号) 附則第二条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を「様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。
(経過措置)
第三条 事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。
第四条 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳とみなす。
第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り續けて使用することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)
第六条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法 規 的 告 示

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準(令和八年国土交通省告示第五百四十号)の一部改正に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を進める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件(令和七年二月十七日法務省告示第三十六号)の一部を次のように改正する。
令和八年四月二十八日 法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号(特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号)に掲げるとおりとする。 一 一十七 (略) 十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規	(特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号(特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号)に掲げるとおりとする。 一 一十七 (同上) 十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規

定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和六年国土交通省告示第三千三百六十二号) 第三条第五号から第七号までのいずれにも該当すること。
二 (略)
十九 (同上)
十九 (同上)

附 則

(施行期日)
この告示は、公布の日から適用する。

○厚生労働省告示第二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第三十七号)の一部を次の表のように改正し、令和八年四月二十八日 厚生労働大臣 上野賢一郎(傍線部分は改正部分)
令和八年四月二十八日

改 正 後	改 正 前
第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一 一七 (略) ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 (一) (略) (二) 特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ (略) ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同条第一項の措置(以下「雇用安定措置」	第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一 一七 (略) ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 (一) (略) (二) 特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ (略) ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同条第一項の措置(以下「雇用安定措置」

○厚生労働省告示第二百四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第二項（第四十五条第三項及び第四十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和八年四月二十八日）

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十年労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目	省 略 可 能 者	項 目	省 略 可 能 者
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	喀痰検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
(略)	(略)	(新設)	(新設)
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(略)	(略)

（労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
第二条 労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目	省 略 可 能 者	項 目	省 略 可 能 者
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	喀痰検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
(略)	(略)	(新設)	(新設)
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(略)	(略)

(労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
第三条 労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (平成元年労働省告示第四十六号) の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することとなる。	
項 目	省略することとなる者	項 目	省略することとなる者
(略)	(略)	(略)	(略)
(前)	(前)	胸部エックス線検査	一 胸部エックス線検査に よつて病変の発見されない者
		二 胸部エックス線検査によつて結核発病のおそれがないと診断された者	

附 則
この告示は、令和九年四月一日から適用する。

そ の 他 告 示

○厚生労働省告示第二四四号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成五年法律第七十六号) 第五十二条第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者対策基本方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用するものとしたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。なお、短時間・有期雇用労働者対策基本方針 (令和二年厚生労働省告示第二二二号) は、令和八年十月一日限り廃止する。
令和八年四月二十八日
厚生労働大臣 上田 眞一 閣下

短時間・有期雇用労働者対策基本方針

はじめに
短時間労働者の雇用管理の改善等については、平成5年に短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号。以下「短時間労働者法」という。)を制定し、短時間労働を労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるとする条件整備を図る等によりその福祉の増進を図ってきた。

平成19年の短時間労働者法の改正においては、通常の労働者と同視すべき短時間労働者について差別的取扱いを禁止する等の均等・均衡待遇の確保の規定を設けるとともに、通常の労働者への転換推進措置の導入等に関する規定を設けた。

平成26年の短時間労働者法の改正においては、短時間労働者の待遇の原則の新設、差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者の範囲の拡大等により均等・均衡待遇の確保を進めるとともに、雇入れ時の短時間労働者への雇用管理の改善等の措置の内容の説明義務の新設等により、短時間労働者の新得性の向上等をより一層推進するための措置を講じた。

有期雇用労働者の雇用管理等については、平成19年に制定した労働契約法 (平成19年法律第128号) の平成24年の改正において、同一の使用者と同一の通算契約期間が5年を超える有期雇用労働者について、期間の定めのない労働契約への転換を可能とする規定や、期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の相違を禁止する規定等を設けることにより、有期雇用労働者の雇用の安定や労働条件の改善を図ってきた。

また、平成30年には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。)により、短時間労働者法及び労働契約法を一体的に改正し、短時間労働者法を短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (以下「法」という。)に改め、短時間労働者及び有期雇用労働者 (以下「短時間・有期雇用労働者」という。)について、通常の労働者との間の不合理な待遇の相違を解消するための規定の整備や、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備等を行った。あわせて、法第15条第1項等の規定に基づき、どのような待遇の相違が不合理なものであり、どのような待遇の相違が不合理なものであるのか等を示す短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 (平成30年厚生労働省告示第430号。以下「同一労働同一賃金ガイドライン」という。)を定めた。

さらに、働き方改革関連法附則第12条第3項等に基づく検討の結果を踏まえ、令和8年には、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則 (平成5年労働省令第34号。以下「規則」という。)や、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針 (平成19年厚生労働省告示第326号) 及び同一労働同一賃金ガイドラインを改正し、均等・均衡待遇のより一層の確保を図るとともに、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の改善や、公正な評価による待遇改善の促進等の措置を講じた。

もとより、短時間・有期雇用労働者の福祉の増進は、法の施行等によって確保されるだけでなく、他の関係法令に基づく施策等が幅広くわたるものにより実現されるものである。これらを円滑かつ効果的に実施していくためには、その職業生活の動向を的確に把握した上で短時間・有期雇用労働者対策の総合的かつ計画的な展開の方向を労使を始めとする国民全体に示し、これに沿って対策を講ずる必要があるため、法は短時間・有期雇用労働者対策基本方針を定めることとしている。

この基本方針は、国が、短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、その福祉の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を進め、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。

なお、本基本方針の運営に当たっては、労働政策審議会において、労働市場や短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向、諸施策の実施状況等を定期的に確認するとともに、本基本方針について、変更の必要性があると判断した場合は、見直すこととする。